



松下電器産業株式会社	二×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六七年	四〇・〇
松下電器産業株式会社	一×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六六年	四〇・一
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六六年	三八・一
松下電器産業株式会社	一×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六五年	三八・六
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六五年	三九・八
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六五年	三七・六
松下電器産業株式会社	一×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六五年	三九・三
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR—三二〇〇×二	一九六〇年	三五・三
松下電器産業株式会社	一×二μF	CR—三二〇〇×二	一九五七年	四〇・二
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	不明	三三・九
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六三年	三三・八
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六三年	三五・三
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六三年	三二・二
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六三年	三四・〇
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六三年	三二・九
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六二年	三四・四
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六二年	三四・二
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六〇年	三四・二
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九六〇年	三四・一
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九五九年	三四・一
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九五八年	一六・九
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九五八年	一七・一
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九五八年	二四・八
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九五八年	二四・五
松下電器産業株式会社	二μF	CR—三二〇〇	一九五八年	二四・四

松下電器産業株式会社	二×二μF	CR―三二〇〇×二	一九六七年	三八・〇
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR―三二〇〇×二	一九六七年	三九・六
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR―三二〇〇×二	一九六七年	三〇・九
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR―三二〇〇×二	一九六七年	四〇・四
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR―三二〇〇×二	一九六八年	三九・九
松下電器産業株式会社	二×二μF	CR―三二〇〇×二	不明	二七・〇
松下電器産業株式会社	三μF	OR―四八〇〇	一九六〇年	一一五・一
松下電器産業株式会社	二μF	CR―五〇〇〇	一九六九年	三一・二
松下電器産業株式会社	二μF	CR―五〇〇〇	一九六九年	三一・一
松下電器産業株式会社	二μF	CR―五〇〇〇	一九六九年	三一・五
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇五〇DP一〇五	一九六〇年	一二・七
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五EV一〇五	一九六一年	四〇・六
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五EV一〇五	一九六一年	四七・九
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五EV一〇五	一九六一年	四七・八
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五EV一〇五	一九六一年	四七・九
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六四年	二九・七
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六四年	二九・七
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六五年	二九・七
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六五年	二九・七
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六五年	二九・三
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六五年	二九・一
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六五年	二九・二
株式会社指月電機製作所	一μF	RM〇〇七五DK一〇五〇	一九六五年	二九・二
株式会社指月電機製作所	二×一μF	RM〇五〇V二〇五D	一九六七年	二四・七



(二) 油類

X線装置から抜油した鉱油及び内蔵コンデンサーから染み出した油	
種類	重量 (kg)
	三八

(三) 保管容器

種類	重量 (kg)
ドラム缶	一三・〇
ドラム缶	一三・〇
ドラム缶	一三・〇
ドラム缶	一三・〇
ドラム缶	一三・〇
箱	一四・〇
箱	一四・二

二 保管事業者の行うべき措置

当該保管場所にある高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら、又は他人に委託し適正に処分等措置を講ずること。

三 措置の期限

平成三十年十月十八日

四 措置を行わない場合の対応

期限までに当該措置を行わないときは、知事が当該措置を行うものとし、これに要した費用については、法第十三条第二項の規定により保管事業者から徴収するものとする。

五 問合せ先

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

電話 (〇八二) 五一三―二九六三 (ダイヤルイン)